

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社C製作所において、超伝導ケーブル製品の開発・設計等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、路上に倒れていたところを発見され、D病院に搬送されたが、同病院にて死亡が確認された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分」、「直接死因：墜落死」、「発病（発症）又は受傷から死亡までの期間：約〇分」、「死因の種類：転倒・転落」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者は、平成〇年〇月上旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F33 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断するのが妥当であると判断している。

この点、請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）は、被災者の本件疾病発病時期について、要旨、専門部会がE医師の意見書に記載された診断内容及び被災者のその後の就労状況を勘案して、平成〇年〇月頃と判断したことは、何らの論理的医学的な検討が加えられた形跡が見当たらず、むしろ、会社関係者の申述内容をもとに検討すると、遅くとも平成〇年〇月下旬頃には発病していたと判断するべきと主張する。

しかしながら、請求人らが主張する発病時期は医学的な判断根拠に基づくものではないことから、その主張を採用するのは困難である。

したがって、被災者の症状の経緯等に鑑みて、当審査会としても、専門部会の上記意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

評価期間中、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人らは、被災者の持ち帰り残業などを考慮すれば、恒常的長時間労働にあたる可能性が極めて高く、実質的には「100時間超」の時間外労働に匹敵するものであり、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に該当するとみるのが妥当である旨主張する。

しかしながら、請求人らの主張は決定書理由に説示するとおり、その根拠に乏しく採用することはできない。

(イ) 請求人らは、Fプロジェクトでの仕様変更による約〇円の損失について、被災者がその事後対応を行ったが、その心理的葛藤は重いことから、心理的負荷は「強」となるものである旨主張する。

請求人らの主張については、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に該当するとみるのが妥当であり、その平均的な心理的な負荷の強度は「III」であるが、被災者が具体的に何らかの責任を取らされたり、事後対応を行わされたという事実は認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、この出来事の心理的負荷の強度は「中」と判断する。

(ウ) 請求人らは、「Fプロジェクトは、本来会社が参加するはずのない確証のない技術を使用するプロジェクトであり、人的支援もなく達成困難なノルマが与えられ、かつ、予算も期限も守ることができずノルマが達成できなかつた。したがって、達成困難なノルマが課せられたことについての心理的負荷は「強」となるものであり、達成できなかつたことについては、事後対応が必要であり、その対応が社内のみならず社外の業者も対象であることから、その心理的負荷は少なくとも「中」と評価されるべきものである。」旨主張する。

しかしながら、請求人らのこれらの主張内容を裏付ける客観的な資料は

認められず、請求人らの主張を採用することは困難である。

(エ) 請求人らは、G大学のH教授という折衝においては拒むことが困難な相手や関係各所との折衝により、被災者は心身ともに疲弊したが、そもそも、本来なら会社が参加するはずのないFプロジェクトに参加したことにより、こうした折衝を行わざるを得なかつたのだから、認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先から無理な注文を受けた」に該当し、「強」と評価されるべきものである旨主張する。

しかしながら、請求人らの主張は折衝業務の困難性を述べているにすぎず、具体的に折衝相手から無理な注文を受けたとの事情も認められないことから、請求人らの主張を認めることはできない。

(オ) 請求人らは、上司とのトラブルについて、その負荷の強度は「強」と評価されるべきものである旨主張する。

しかしながら、Iの申述その他の一件記録を精査するも、客観的に認識されるような対立が上司との間にあったとする事情は認められず、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、この出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(カ) 以上を踏まえると、被災者には、業務による心理的負荷の総合評価「中」である出来事が1つ、「弱」である出来事が1つ認められるが、その心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないと判断され、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、また、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らのその余の主張を精査するも、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

(4) 請求人らは、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第46条の規定に基づき、平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日付けの「審理のための処分の申立書」を当審査会に提出しているが、一件記録及び本件公開審理をもって審査は可能であり、当該申立ては採用しない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。